

成蹊大学聴講生規則

全部改正 平成6年1月19日
大学評議会
最新改正 2015年6月3日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）における聴講生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 聴講生として聴講することができる者は、学則第21条に該当する者及び学長が特に認めた者とする。

(許可の時期)

第3条 聴講生の聴講許可の時期は、学年又は学期の始めとする。

(聴講期間)

第4条 聴講生として聴講することができる期間は、1学年又は1学期（前期又は後期）とする。

(聴講許可科目)

第5条 聴講生が聴講することのできる授業科目は、各学部の定めるところによる。

(出願手続)

第6条 聴講生として聴講を志願する者は、所定の期日までに次に掲げる書類に必要事項を記入の上、学長に願い出なければならない。

(1) 聴講許可願（本学所定用紙）

(2) 健康診断書（本学所定用紙）

(3) 写真（3カ月以内に撮影したもの）

2 聴講期間を終了した者が再び聴講生として聴講を志願する場合は、改めて前項に規定する手続を行わなければならない。

(選考及び許可)

第7条 前条の志願者に対しては、聴講を希望する授業科目を開設する学部の教授会が定める方法により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき許可の通知を受けた者は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に対して、聴講の許可を与える。

(単位認定)

第8条 聴講生に対しては、学則に基づく単位の認定を行わない。

(聴講料)

第9条 聴講料は、学則の定めるところによる。

2 既に納入した聴講料は、原則として返還しない。

(聴講生証)

第10条 聴講生には、聴講生証を交付する。

2 聴講生が聴講する際には、聴講生証を携帯しなければならない。

(事務の所管)

第11条 聴講生に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)